

愛知県からの連絡事項 新旧対照表(案)

新(平成30年度版)	旧(平成29年度版)
<p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(略)</p> <p>郵送の場合は、提出書類の原本及び副本各1通ずつ並びに返信用封筒に<u>所定の郵便料金の切手</u>を添付したものを同封してください。</p> <p>(略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(5) 技術上の基準の対応状況に係る一覧表の記載について(一般則第6条～第8条の2、液石則第6条～第9条、コンビ則第5条～第7条の3、第9条～第11条関係) (継続周知) ★★★</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 技術上の基準に係る添付資料について(一般則第6条～第8条の2、液石則第6条～第9条、コンビ則第5条～第7条の3、第9条～第11条関係)</u></p> <p>(継続周知) ★★★</p> <p>(略)</p> <p>また、製造許可申請、変更許可申請をする場合、申請に不要な書類が多いと審査に時間がかかる原因となりますので、使用する機器が<u>下記の表「強度計算書等を省略できる機器」の左欄の機器に該当する機器の場合は製造許可申請、変更許可申請に右欄の書類は不要です。</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(略)</p> <p>郵送の場合は、提出書類の原本及び副本各1通ずつ並びに返信用封筒に<u>82円切手</u>を添付したものを同封してください。</p> <p>(略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p>ア (略)</p> <p><u>(オ)一般則第6条～第8条の2、液石則第6条～第9条、コンビ則第5条～第7条の3、第9条～第11条関係の技術上の基準の対応状況に係る一覧表の記載について(継続周知) ★★★</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(カ)一般則第6条～第8条の2、液石則第6条～第9条、コンビ則第5条～第7条の3、第9条～第11条関係の技術上の基準に係る添付資料について(継続周知) ★★★</u></p> <p>(略)</p> <p>また、製造許可申請、変更許可申請をする場合、申請に必要な書類が多いと審査に時間がかかる原因となりますので、使用する機器が<u>高圧ガス保安協会の委託検査品のうち一般高圧ガス保安規則及び一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(平成 13・03・23 原院第1号)</u>で定め</p>

新(平成30年度版)	旧(平成29年度版)										
<p>表 強度計算書等を省略できる機器</p> <table border="1" data-bbox="282 328 1055 571"> <thead> <tr> <th>機器の種類</th> <th>省略できる書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定設備</td> <td>・成績書の写し</td> </tr> <tr> <td>大臣認定品等※1)</td> <td>・強度計算書</td> </tr> <tr> <td>支障のない可とう管※2)</td> <td>・ミルシート</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・図面(安全弁を除く弁類に限る)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1)大臣認定品、高圧ガス設備試験品、大臣認定相当の委託検査品※3)の総称</p> <p>※2)可とう管に関する検査基準(KHKS0803(2014))に基づき高圧ガス保安協会の委託検査に合格した可とう管</p> <p>※3)高圧ガス保安協会の委託検査品のうち一般高圧ガス保安規則及び一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(平成13・03・23原院第1号)で定める検査方法及び検査基準に従って一般則第6条第11号～第13号について検査を行ったもの</p> <p>(略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>証明の方法については、上記「(11)肉厚強度関係について」の機械的性質の最小引張り強さ、0.2%耐力に加え、伸び、絞りについてもJIS規格内に包含されていることを証明することとなります((11)肉厚強度関係について 海外規格材の場合の冷間加工材については、冷間加工することによ</p>	機器の種類	省略できる書類	特定設備	・成績書の写し	大臣認定品等※1)	・強度計算書	支障のない可とう管※2)	・ミルシート		・図面(安全弁を除く弁類に限る)	<p>る検査方法及び検査基準に従って一般則第6条第11号～第13号について検査を行ったもの(以下、「大臣認定相当の委託検査品」とする。)又は特定設備である場合には、製造許可申請、変更許可申請に不要な以下の書類は申請書から外してください。</p> <p>①大臣認定品等成績書の写し、強度計算書、ミルシート</p> <p>②大臣認定品等のうち弁類(安全弁を除く)に係る図面</p> <p>③特定設備検査合格書証の写し、特定設備検査申請書の写し、強度計算書、ミルシート</p> <p>(略)</p> <p>(シ) (略)</p> <p>(略)</p> <p>b (略)</p> <p>証明の方法については、上記「(サ)肉厚強度関係について」の機械的性質の最小引張り強さ、0.2%耐力に加え、伸び、絞りについてもJIS規格内に包含されていることを証明することとなります((サ)肉厚強度関係について d.(4)の場合の冷間加工材については、冷間加工前の異なるロットに</p>
機器の種類	省略できる書類										
特定設備	・成績書の写し										
大臣認定品等※1)	・強度計算書										
支障のない可とう管※2)	・ミルシート										
	・図面(安全弁を除く弁類に限る)										

新(平成30年度版)	旧(平成29年度版)
<p><u>り規格材料ではなくなるため、必ず規格材料でない材料となります。)</u></p> <p>ただし、大臣認定品及び高圧ガス設備試験品については、ガスの種類及び設計条件を考慮した上で成績書が交付されるため、上記の材料に関する証明書類は省略することができます。<u>ここで、圧縮水素スタンド(移動式圧縮水素スタンドを含む。)</u>の高圧ガス設備であって、常用の圧力が20MPa を超える圧縮水素が通る部分に使用するものについては、<u>大臣認定品又は設備試験品の成績書の備考欄に「圧縮水素スタンド等に使用」と記載があるものに限ります。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(15) ガス設備に係る継手類の資料について(一般則第6条第1項第35号、第7条の3第2項第14号、第12条第1項第1号、第12条の2第2項第1号、コンビ則第5条第1項第41号、第7条の3第2項第14号関係)</u></p> <p style="text-align: center;">(継続周知 H30 年度一部追加)</p> <p>ガス設備に係る継手類の資料については、原則省略可となっておりますが、<u>毒性ガス及び一般則第7条の3第2項等適用の圧縮水素スタンド</u>については、継手等の接合方法に規制がかかります。よって、継手等の接合をフランジ接合又はねじ接合継手による場合は、継手の形状が分かる資料を添付してください。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(1) 変更工事の分類について(継続周知 H30 年度一部修正)★★★</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>より製造されたもので機械的性質を比較することとします。)</u></p> <p>ただし、大臣認定品及び高圧ガス設備試験品については、ガスの種類及び設計条件を考慮した上で成績書が交付されるため、上記の材料に関する証明書類は省略することができます。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p><u>(ソ) ガス設備に係る継手類の資料について(一般則第6条第1項第35号、コンビ則第5条第1項第41号関係)(継続周知)</u></p> <p>ガス設備に係る継手類の資料については、原則省略可となっておりますが、<u>毒性ガス</u>については、継手等の接合方法に規制がかかります。よって、継手等の接合をフランジ接合又はねじ接合継手による場合は、継手の形状が分かる資料を添付してください。</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(ア) 変更工事の分類について(継続周知)★★★</u></p> <p>(略)</p>

新(平成30年度版)			旧(平成29年度版)		
工事の種類	左記の根拠条項	丸数字は具体的な事例(■は根拠条文)	工事の種類	左記の根拠条項	丸数字は具体的な事例(■は根拠条文)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
変更許可申請を認めない工事(技術上の基準に適合していると認められない工事)		配管、内圧容器等の減肉した部位又は減肉により貫通した部位についての「あて板」補修(減肉の度合いに関係なく不可。耐圧部位の確保されている肉厚の確認が困難であるため)	変更許可申請を認めない工事(技術上の基準に適合していると認められない工事)		配管、内圧容器等の減肉した部位又は減肉により貫通した部位についての「あて板」補修(耐圧部位の確保されている肉厚の確認が困難であるため)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
軽微な変更の工事	(略)	(略)	軽微な変更の工事	(略)	(略)
	一般則 15-1-1 液石則 16-1-1 コンビ則 14-1-1 ↓ 平成 30 年 3 月 30 日 付け 20180323 商局 第 13 号(以下「 <u>軽微変更通達</u> 」という。) 「2.」 ↓ 基本通達(内規)	(略)		一般則 15-1-1 液石則 16-1-1 コンビ則 14-1-1 ↓ 平成 29 年 3 月 22 日 付け 2017309 商局第 5号(以下 <u>商局第5号</u> という。) 「2.」 ↓ 基本通達(内規)	(略)
	軽微変更通達「7.」	(略)		商局第5号「7.」	(略)

新(平成30年度版)			旧(平成29年度版)		
	軽微変更通達「8.」	(略)		商局第5号「8.」	(略)
	軽微変更通達「9.」	(略)		商局第5号「9.」	(略)
	軽微変更通達「10.」	(略)		商局第5号「10.」	(略)
	軽微変更通達「11.」	(略)		商局第5号「11.」	(略)
	一般則 15-1-1 液石則 16-1-1 コンビ則 14-1-1 ↓ 軽微変更通達「1.」 (3)」	■高圧ガス保安協会の委託検査受検品のうち、 高圧ガス保安協会が一般則及び一般則例示基準(平成30年3月30日付け20180323保局第13号)で定める検査方法及び検査基準に従って、一般則第6条第1項第11号から同項第13号までについて検査を行ったものについては、一般則第15条第1項第1号の「経済産業大臣の認める者が製造したもの」に該当する。 (略)		一般則 15-1-1 液石則 16-1-1 コンビ則 14-1-1 ↓ 商局第5号「1. (3)」	■高圧ガス保安協会の委託検査受検品のうち、 高圧ガス保安協会が一般則及び一般ガス保安規則の機能性基準の運用について(平成24年12月26日付20121204商局第6号)で定める検査方法及び検査基準に従って、一般則第6条第1項第11号から同項第13号までについて検査を行ったものについては、一般則第15条第1項第1号の「経済産業大臣の認める者が製造したもの」に該当する。 (略)
撤去予定報告書の必要な工事	軽微変更通達「12.」 (4)」	(略)		商局第5号「12. (4)」	(略)
許可及び届出の不要な工事	軽微変更通達「12.」 (1)」	(略)		商局第5号「12. (1)」	(略)
	軽微変更通達「12.」 (2)」	(略) したがって、高圧ガス設備の中間に挿入されている、高圧ホース・金属フレキ管(例えばポンプ		商局第5号「12. (2)」	(略) したがって、高圧ガス設備の中間に挿入されている、高圧ホース・金属フレキ管(例えばポンプ

新(平成30年度版)		旧(平成29年度版)	
	<p>の前後に設置されている振動低減目的の金属フレキ管、配管の温度変化に対する伸縮を吸収させる目的のイクスパンション等)については、頻繁に動かすものではないため消耗品に類するものとして扱うことができないので、取替えをする際には、<u>軽微変更通達「1. (3)」</u>で規定する委託検査を受けたものを除き、変更許可申請を行う必要がある。) (略)</p>		<p>の前後に設置されている振動低減目的の金属フレキ管、配管の温度変化に対する伸縮を吸収させる目的のイクスパンション等)については、頻繁に動かすものではないため消耗品に類するものとして扱うことができないので、取替えをする際には、<u>商局第5号「1. (3)」</u>で規定する委託検査を受けたものを除き、変更許可申請を行う必要がある。) (略)</p>
	商局第5号「12. (3)」 (略)		商局第5号「12. (3)」 (略)
	商局第5号「12. (5)」 (略)		商局第5号「12. (5)」 (略)
	商局第5号「12. (6)」 (略)		商局第5号「12. (6)」 (略)
	(略) (略)		(略) (略)
(略)		(略)	
<u>(3)</u> (略)		<u>(ウ)</u> (略)	
(略)		(略)	
(削除)			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>(上記に関する問い合わせ先)</p> <p>〒460-8501</p> <p>名古屋市中区三の丸三丁目1番2号</p> <p>愛知県防災局消防保安課産業保安室</p> <p>高圧ガスグループ 電話 052-954-6197、6198</p> </div>
(略)		(略)	

新(平成30年度版)	旧(平成29年度版)
<p>4 (略)</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>※2 常用圧力を変更する際に、現在使用中の圧力計を測定範囲の異なる圧力計に取り替える場合は、<u>平成 30 年 3 月 30 日付け 20180323 保局第 13 号個別通達中、12.(1)により同一方式のものへの取替えに限り、許可及び届出の不要な工事とされているので、完成検査を要しない。</u></p> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(略)</p> <p>特に注意すべき点として、製造メーカーで試験後又は再試験後に未使用で事業者のところに保管されている大臣認定品への取替え工事を、法令で規定されている「軽微な変更の工事」としようとする場合には、以下のような有効期限が個別通達(<u>平成 30 年 3 月 30 日付け 20180323 保局第 12 号</u>)において規定されていますので、あらかじめご注意ください。</p> <p>(略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>2 指定保安検査機関等で受検する場合について(継続周知 <u>H30 年度一部修正</u>)</p> <p>(略)</p>	<p>エ (略)</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>※2 常用圧力を変更する際に、現在使用中の圧力計を測定範囲の異なる圧力計に取り替える場合は、<u>平成 29 年 3 月 22 日付け 20170309 商局第 5 号個別通達中、12.(1)により同一方式のものへの取替えに限り、許可及び届出の不要な工事とされているので、完成検査を要しない。</u></p> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p> <p>キ (略)</p> <p>(略)</p> <p>特に注意すべき点として、製造メーカーで試験後又は再試験後に未使用で事業者のところに保管されている大臣認定品への取替え工事を、法令で規定されている「軽微な変更の工事」としようとする場合には、以下のような有効期限が個別通達(<u>平成 9 年 4 月 1 日付け平成 09・03・31 立局第 42 号</u>)において規定されていますので、あらかじめご注意ください。</p> <p>(略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(略)</p> <p>イ 指定保安検査機関等で受検する場合について(継続周知)</p> <p>(略)</p>

新(平成30年度版)	旧(平成29年度版)
<p>郵送の場合は、</p> <p>①「保安検査受検届書」の原本と副本 各1通ずつ同封</p> <p>②返信用封筒に[※]82円切手を貼付したものを同封</p> <p>を遵守してください。</p> <p><u>※複数の受検届を送付される場合は、所定の郵便料金の切手を貼付してください。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>3 保安検査の申請方法について(継続周知 H30 年度一部修正)★★★</p> <p>保安検査申請をする場合は、下記書類等を準備し申請を行ってください。</p> <p><u>これまで愛知県では保安検査申請の受付を郵送でも可能としてきましたが、手数料を必要とする申請のため、今後は原則窓口のみで受け付けることとします。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>郵送の場合は、</p> <p>①「保安検査受検届書」の原本と副本 各1通ずつ同封</p> <p>②返信用封筒に82円切手を貼付したものを同封</p> <p>を遵守してください。</p> <p>(新設)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(上記に関する問い合わせ先)</p> <p>〒460-8501</p> <p>名古屋市中区三の丸三丁目1番2号</p> <p>愛知県防災局消防保安課産業保安室</p> <p>高圧ガスグループ 電話 052-954-6197、6198</p> </div> <p>(略)</p> <p>ウ 保安検査の申請方法について(継続周知)★★★</p> <p>●<u>窓口(県庁・産業保安室)で直接申請する場合</u></p> <p>保安検査申請をする場合は、下記書類等を準備し申請を行ってください。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(略)</p> <p>注3 保安検査に係る申請手数料は、愛知県収入証紙で納付してください。</p>

新(平成30年度版)	旧(平成29年度版)
<p>注3～注6 (略)</p> <p>注7 平成30年度は愛知県手数料条例による手数料額の改訂はありません。 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>愛知県収入証紙は、愛知県庁 本庁舎5階・生協売店で購入できます。</p> <p>注4～注7 (略)</p> <p>注8 平成28年度は愛知県手数料条例による手数料額の改訂はありません。 (略)</p> <p>●郵送で申請される場合</p> <p>郵送で保安検査の申請をする場合は、下記書類等を準備し書留で郵送してください。</p> <p>(ア)保安検査申請書(原本、副本 各1通ずつ)</p> <p>(イ)保安検査申請手数料(愛知県収入証紙)</p> <p>(ウ)可燃性ガス(液化石油ガスを含みアンモニア及びブロムメチルを除く。)の製造施設については事業所の当該施設内の危険場所に関する資料(平面図及び立面図)。</p> <p>(エ)返信用封筒(82 円切手を貼付したもの)</p> <p>(オ)連絡先(担当部署、担当者名、電話番号等)を記載した書面</p> <p>注1～注2「窓口(県庁・産業保安室)で直接申請する場合」に同じ。</p> <p>注3 保安検査申請手数料は、愛知県収入証紙で納付してください。愛知県収入証紙は、県民事務所、市役所、町村役場などで購入できます。(購入窓口は、下記のURLを参照)</p> <p style="text-align: center;">http://www.pref.aichi.jp/0000006654.html</p> <p>注4～注8「窓口(県庁・産業保安室)で直接申請する場合」に同じ。</p>

新(平成30年度版)	旧(平成29年度版)								
	<p>エ 「KHKS」と「別表」による保安検査の方法の違いについて(継続周知)</p> <p>(ア) 保安検査の方法の変遷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和53年2月6日付 53立局第7号 保安検査実施要領 ・平成10年4月1日 保安検査が各省令に別表として規定され施行 ・平成17年3月31日 保安検査の方法を定める告示制定。省令に規定されていた保安検査の方法のうち多くが告示へ移行 ・平成22年3月31日 KHKS 0850(2005)→KHKS 0850(2009)へ ・平成24年6月29日 KHKS 0850(2009)→KHKS 0850(2011)へ ・平成25年7月30日 KHK/JOGMECS 0850-8(2012)(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係)を保安検査告示で制定 <p>(イ) 平成25年4月1日以降の保安検査の方法</p> <p>保安検査の方法については、製造施設の種類により方法が異なります。したがって、保安検査を受検する場合には、その製造施設が次のいずれに該当するか把握しておく必要があります。</p> <table border="1" data-bbox="1149 954 2018 1348"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 954 1751 1007">製造施設の種類</th> <th data-bbox="1751 954 2018 1007">保安検査の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 1007 1751 1106">①冷凍則の適用を受ける製造施設</td> <td data-bbox="1751 1007 2018 1106">KHKS 0850-4 (2011)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 1106 1751 1204">②液石則の適用を受ける製造施設(LPGスタンドを除く。)</td> <td data-bbox="1751 1106 2018 1204">KHKS 0850-2 (2011)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 1204 1751 1348">③一般則の適用を受ける製造施設(CNGスタンド、LNGスタンド、圧縮水素スタンド及びCEHを除く。)</td> <td data-bbox="1751 1204 2018 1348">KHKS 0850-1 (2011)</td> </tr> </tbody> </table>	製造施設の種類	保安検査の方法	①冷凍則の適用を受ける製造施設	KHKS 0850-4 (2011)	②液石則の適用を受ける製造施設(LPGスタンドを除く。)	KHKS 0850-2 (2011)	③一般則の適用を受ける製造施設(CNGスタンド、LNGスタンド、圧縮水素スタンド及びCEHを除く。)	KHKS 0850-1 (2011)
製造施設の種類	保安検査の方法								
①冷凍則の適用を受ける製造施設	KHKS 0850-4 (2011)								
②液石則の適用を受ける製造施設(LPGスタンドを除く。)	KHKS 0850-2 (2011)								
③一般則の適用を受ける製造施設(CNGスタンド、LNGスタンド、圧縮水素スタンド及びCEHを除く。)	KHKS 0850-1 (2011)								

新(平成30年度版)	旧(平成29年度版)		
	K S	④コンビ則の適用を受ける製造施設(LNG輸 入基地、特定LPGスタンド、CNGスタンド、L NGスタンド、圧縮水素スタンド、LPガス岩盤 備蓄関係の製造施設及びCEを除く。)	KHKS 0850-3 (2011)
		⑤コンビ則の適用を受けるLNG輸入基地の 製造施設	KHK/KLKS 0850-7(2011)
		⑥LPGスタンド及び特定LPGスタンドの製造 施設	KHKS 0850-6 (2011)
		⑦CNGスタンド及びLNGスタンド	KHKS 0850-5 (2011)
		⑧コンビ則の適用を受ける製造施設であっ て、LPガス岩盤備蓄関係	KHK/JOGMEC S 0850-8(2012)
		別 表	⑨CEの製造施設(一般則に規定されるもの)
	⑩圧縮水素スタンドの製造施設(一般則に規 定されるもの)		
	⑪CEの製造施設(コンビ則に規定されるも の)		コンビ則別表第4
	⑫圧縮水素スタンドの製造施設(コンビ則に規 定されるもの)		
	特にこれらの設備のうち、CE(コールド・エバポレータ)については、保安検 査の方法が一般則別表第3(コンビ則別表第4)において以下のように規定さ れているため、保安検査において設備の非破壊検査(肉厚測定を含む。)を		



新(平成30年度版)	旧(平成29年度版)					
<p>4 愛知県における保安検査の運用について(継続周知 H30 年度一部修正)</p> <p>保安検査については、大半の特定施設についてはKHKS0850シリーズ保安検査基準に、また、コールド・エバポレータに係る製造施設及び移動式圧縮水素スタンドに係る製造施設については一般則別表第3(コンビ則別表第4)にその方法が規定されています。</p> <p>(2) 配管系の取扱いについて(継続周知)★★★</p> <p>配管系とは、KHKS0850-1、-2、-3、-6(2017)保安検査基準「4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度」の「4.3.1 一般 注¹⁾」において「ほぼ同一</p>	<p>実施しなければいけません。いくつかの事業所においては、検査項目のうち設備の肉厚測定が実施されていないので必ず毎年実施するようにしてください。</p> <p>【一般則別表第3】(抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1149 472 2018 866"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 472 1547 523">検査項目</th> <th data-bbox="1547 472 2018 523">保安検査の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 523 1547 624">1 製造設備がコールド・エバポレータである製造施設の場合</td> <td data-bbox="1547 523 2018 866" rowspan="2">六 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査は、耐圧性能及び強度に支障を及ぼす摩耗、劣化損傷その他の異常がないことを目視及び非破壊検査(肉厚測定を含む。)により検査する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 624 1547 866">六 第6条の2第1項第1号で準用する第6条第1項第11号の高圧ガス設備の耐圧性能及び同項第13号の高圧ガス設備の強度</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 愛知県における保安検査の運用について(継続周知)</p> <p>保安検査については、大半の特定施設についてはKHKS0850シリーズ保安検査基準に、また、コールド・エバポレータに係る製造施設及び圧縮水素スタンドに係る製造施設については一般則別表第3(コンビ則別表第4)にその方法が規定されています。</p> <p>(イ) 配管系の取扱いについて(継続周知)★★★</p> <p>配管系とは、KHKS0850-1、-2、-3、-6(2011)保安検査基準「4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度」の「4.3.1 一般 注¹⁾」において「ほぼ同一</p>	検査項目	保安検査の方法	1 製造設備がコールド・エバポレータである製造施設の場合	六 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査は、耐圧性能及び強度に支障を及ぼす摩耗、劣化損傷その他の異常がないことを目視及び非破壊検査(肉厚測定を含む。)により検査する。	六 第6条の2第1項第1号で準用する第6条第1項第11号の高圧ガス設備の耐圧性能及び同項第13号の高圧ガス設備の強度
検査項目	保安検査の方法					
1 製造設備がコールド・エバポレータである製造施設の場合	六 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査は、耐圧性能及び強度に支障を及ぼす摩耗、劣化損傷その他の異常がないことを目視及び非破壊検査(肉厚測定を含む。)により検査する。					
六 第6条の2第1項第1号で準用する第6条第1項第11号の高圧ガス設備の耐圧性能及び同項第13号の高圧ガス設備の強度						

新(平成30年度版)	旧(平成29年度版)								
<p>の腐食環境下において類似の腐食形態を受ける範囲(腐食系)単位で管理する。」とあります。</p> <p>(略)</p> <p>なお、「KHKS 0850(2017)保安検査基準」の運用後のフレキシブルチューブ類は、その設置場所にかかわらず配管系の取扱いを行いません。KHKS 0850(2017)による検査方法へ移行していきます。</p> <p>ません。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 「腐食性のない高圧ガスを取扱う設備」の取扱いについて(継続周知) KHKS 0850(2017)シリーズ保安検査基準「4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度」において、「腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備(エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。)」については、その設備の検査は以下のとおりです。</p> <p>(略)</p> <p>ここでいう「腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備」とは、KHKS 0850(2017)保安検査基準「4.3.3 目視検査 a) 内部の目視検査 3)注⁵⁾」において次のように説明しています。</p> <p>(10) LPガスプラントの具体的な開放検査の運用について(継続周知)</p> <p>(略)</p>	<p>の腐食環境下において類似の腐食形態を受ける範囲(腐食系)単位で管理する。」とあります。</p> <p>(略)</p> <p>なお、「KHKS 0850(2011)保安検査基準」の運用後のフレキシブルチューブ類は、その設置場所にかかわらず配管系の取扱いを行いません。KHKS 0850(2011)による検査方法へ移行していきます。</p> <p>ません。</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 「腐食性のない高圧ガスを取扱う設備」の取扱いについて(継続周知) KHKS 0850(2011)シリーズ保安検査基準「4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度」において、「腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備(エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。)」については、その設備の検査は以下のとおりです。</p> <p>(略)</p> <p>ここでいう「腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備」とは、KHKS 0850(2011)保安検査基準「4.3.3 目視検査 a) 内部の目視検査 3)注⁵⁾」において次のように説明しています。</p> <p>(コ) LPガスプラントの具体的な開放検査の運用について(継続周知)</p> <p>(略)</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 1246 409 1294">設備名</th> <th data-bbox="409 1246 1102 1294">開放検査の方法、周期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="226 1294 409 1342">貯槽</td> <td data-bbox="409 1294 1102 1342">KHKS0850-2、-6(2017)のとおり</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	開放検査の方法、周期	貯槽	KHKS0850-2、-6(2017)のとおり	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 1246 1330 1294">設備名</th> <th data-bbox="1330 1246 2022 1294">開放検査の方法、周期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 1294 1330 1342">貯槽</td> <td data-bbox="1330 1294 2022 1342">KHKS0850-2、-6(2011)のとおり</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	開放検査の方法、周期	貯槽	KHKS0850-2、-6(2011)のとおり
設備名	開放検査の方法、周期								
貯槽	KHKS0850-2、-6(2017)のとおり								
設備名	開放検査の方法、周期								
貯槽	KHKS0850-2、-6(2011)のとおり								

新(平成30年度版)		旧(平成29年度版)									
(略)	(略)	(略)	(略)								
(略)		(略)									
(12) (略)		(シ) (略)									
(略)		(略)									
この期間については、液化石油ガス貯槽及び特定液化石油ガス貯槽を除き、KHK0850(2017)の「表2－高圧ガス設備の開放検査の周期」・・・		この期間については、液化石油ガス貯槽及び特定液化石油ガス貯槽を除き、KHK0850(2011)の「表2－高圧ガス設備の開放検査の周期」・・・									
(略)		(略)									
(削除)		(ス)まとめ(継続周知)									
		<p><u>KHKS 0850(2011)保安検査基準のうちの「4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度」及び別表に定める保安検査方法のうちの「耐圧試験、肉厚」に係る本県の運用については、平成24年度愛知県高圧ガス保安講習会資料にまとめてありますので、下記のURLからダウンロードして参考にしてください。</u></p> <p>http://www.pref.aichi.jp/bousai/hoan/page_01/index.html#kohshu</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査基準</th> <th>資料番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>KHKS 0850-1(2011)保安検査基準(一般高圧ガス保安規則関係(スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。))</u></td> <td>資料4</td> </tr> <tr> <td><u>KHKS 0850-2(2011)保安検査基準(液化石油ガス保安規則関係(スタンド関係を除く。))</u></td> <td>資料5</td> </tr> <tr> <td><u>KHKS 0850-3(2011)保安検査基準(コンビナート等保安規則関係(スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。))</u></td> <td>資料6</td> </tr> </tbody> </table>	検査基準	資料番号	<u>KHKS 0850-1(2011)保安検査基準(一般高圧ガス保安規則関係(スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。))</u>	資料4	<u>KHKS 0850-2(2011)保安検査基準(液化石油ガス保安規則関係(スタンド関係を除く。))</u>	資料5	<u>KHKS 0850-3(2011)保安検査基準(コンビナート等保安規則関係(スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。))</u>	資料6	
検査基準	資料番号										
<u>KHKS 0850-1(2011)保安検査基準(一般高圧ガス保安規則関係(スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。))</u>	資料4										
<u>KHKS 0850-2(2011)保安検査基準(液化石油ガス保安規則関係(スタンド関係を除く。))</u>	資料5										
<u>KHKS 0850-3(2011)保安検査基準(コンビナート等保安規則関係(スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。))</u>	資料6										

新(平成30年度版)	旧(平成29年度版)	
<p>第8 名古屋市への権限移譲について(継続周知 H30 年度一部修正)★★★</p> <p>1 権限移譲について</p> <p>地方分権改革に伴う高圧ガス保安法の改正により、平成 30 年 4 月 1 日から高圧ガス保安法に係る事務・権限が一部を除き名古屋市に移譲されました。</p> <p>これにより、名古屋市内の事業所におきましては、平成 30 年度から高圧ガス保安法に係る手続きの窓口が愛知県から名古屋市に変更されています(特定製造事業所及び特定製造事業所敷地内に存する事業所を除く。)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>KHKS 0850-5(2011)保安検査基準(天然ガススタンド関係)</u></p>	<p><u>資料7</u></p>
	<p><u>KHKS 0850-6(2011)保安検査基準(液化石油ガススタンド関係)</u></p>	<p><u>資料5</u></p>
	<p><u>KHK/KLKS 0850-7(2011)保安検査基準(LNG 受入基地関係)</u></p>	<p><u>資料7</u></p>
	<p><u>コールド・エバポレータ(一般則別表第3、コンビ則別表第4)</u></p>	<p><u>資料8</u></p>
	<p><u>圧縮水素スタンド(一般則別表第3、コンビ則別表第4)</u></p>	<p><u>資料8</u></p>
	<p><u>充てん設備(液化石油ガス法規則 別表第4)</u></p>	<p><u>資料9</u></p>
	<p>(8) 名古屋市への権限移譲について(継続周知、H29 年度修正)★★★</p> <p>ア 権限移譲について</p> <p>地方分権改革に伴う高圧ガス保安法の改正により、平成 30 年 4 月 1 日から高圧ガス保安法に係る事務・権限が一部を除き名古屋市に移譲されます。</p> <p>これにより、名古屋市内の事業所におきましては、平成 30 年度から高圧ガス保安法に係る手続きの窓口が愛知県から名古屋市に変わります(特定製造事業所及び特定製造事業所敷地内に存する事業所を除く。)</p> <p>なお、名古屋市が窓口となる高圧ガス保安法に係る手数料については、原則として現金のみの取扱いとなりますので、ご注意ください。</p> <p>また、平成 30 年度以降に名古屋市の保安検査を受検する事業所におきましては、平成 30 年 4 月 1 日以降、名古屋市に保安検査の申請をしていただきますようお願いいたします。</p>	

新(平成30年度版)	旧(平成29年度版)
<p data-bbox="197 288 1102 320">第9 危害予防規定の改定について(H30 年度新規周知)★★★</p> <p data-bbox="197 336 1102 464">大規模地震に対する事業者の保安の取組みの向上を図ること等を目的として、平成30年11月14日付けで高圧ガス保安法の規則等が一部改正されました。</p> <p data-bbox="197 480 1102 608">これに伴い、平成31年9月1日から高圧ガス保安法第26条第1項に規定する危害予防規程に定める事項が、以下のとおり追加されます。詳細については下表「危害予防規程に追加する事項一覧」をご参照ください。</p> <div data-bbox="226 619 1102 959" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="235 628 629 660">①大規模地震に対する対策事項</p> <p data-bbox="235 676 965 708">⇒今後発生が予測される大規模地震に対する防災・減災対策</p> <p data-bbox="235 724 539 756">②津波に対する対策事項</p> <p data-bbox="235 772 1102 948">⇒津波による様々な被害を減災するため、津波防災区域づくりに関する法律第8条の規定により津波浸水想定が設定された区域において津波対策(避難、設備の安全な停止、防災教育、自治体への情報提供、容器の流出対策など。)</p> </div> <p data-bbox="197 967 1102 1094">つきましては、当該省令の施工前に同法第26条第1項の規定による届出をしている事業所については、危害予防規程に定める事項を追加のうえ、平成31年9月1日から平成32年8月31日までに変更届を提出してください。</p> <p data-bbox="197 1110 1102 1190">①についてはすべての第一種製造者が対象になります。②の津波が想定される区域については、以下のホームページアドレス等からご確認ください。</p> <div data-bbox="226 1198 1102 1337" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="235 1208 1077 1287">※津波防災区域づくりに関する法律第8条の規定により津波浸水想定が設定された区域が確認できるホームページアドレス等</p> </div>	<p data-bbox="1151 288 1234 320">(新設)</p>

新(平成30年度版)	旧(平成29年度版)
<p>【愛知県所管分】 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/0000077984.html</p> <p>【名古屋市所管分】 (あなたの街の津波ハザードマップ<マップの閲覧・印刷 より) http://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000057004.html (名古屋市防災アプリ<地震防災情報<被害想定<津波浸水深 より)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>(Android用)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(iPhone・iPad用)</p> </div> </div> <p>※QRコードが読み取れない場合は、以下のURLをご入力ください。 Android用: https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.co.cadcenter.ARHazardScopeNY iPhone・iPad用: https://itunes.apple.com/jp/app/ming-gu-wu-shi-zhen-fang-zaiapuri/id835646852?l=ja&ls=1&mt=8</p> <p>第10 高圧ガス保安法に係る手数料について 愛知県と名古屋市では、申請手数料の取扱いが異なりますのでご注意ください。</p> <p>1 愛知県に係る申請手数料 愛知県収入証紙で納付してください。愛知県収入証紙は、愛知県庁 本庁舎5階・生協売店で購入できます。</p>	<p>(新設)</p>

新(平成30年度版)	旧(平成29年度版)
<p>2 名古屋市に係る申請手数料 申請手数料の受付は、原則現金に限ります。(愛知県証紙の使用は不可)</p> <p style="text-align: center;">高圧ガス保安法に係る受付・相談窓口について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【愛知県所管の場合】 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県防災局消防保安課産業保安室(高圧ガスグループ) 電話:052-954-6197、6198 FAX:052-954-6909</p> <p>【名古屋市所管の場合】 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市消防局予防部規制課保安係 電話:052-972-3553 FAX:052-972-4196</p> </div>	<p>(新設)</p>